

宮崎県立妻高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月15日

改定 平成30年2月 1日

改定 令和 3年3月 1日

1 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

人の心や体、財産を傷つける行為、あるいは傷つけられるかもしれないという恐れを抱かせるような行為は許されない。

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

- 認め合い、学び合える仲間づくり。お互いに成長を実感できる学級づくり
- いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む
- いじめは決して許されない行為であることを生徒や保護者への周知を図る取り組みに努める
- いじめを受けている生徒をしっかりと守る
- 本校からのいじめの一扫を目指す

3 教育相談委員会

気になる生徒の情報収集やいじめに関する調査等の実施を踏まえて、実態を把握し、関係修復に向けての対応方針を決定する。

（構成員） 副校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 学年主任 養護教諭 特別支援コーディネーター
教育相談担当 担任等

4 学校の取り組み

（1）いじめの未然防止

- 生徒が主体となった活動
 - ・望ましい人間関係づくり
 - ・生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動の推進
 - ・生徒自身で企画するいじめへの理解や過去の事例等の勉強会
- 教職員が主体となった活動
 - ・生徒の規範意識や帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくり
 - ・生徒が相談しやすい環境づくりや定期的な相談体制づくり
 - ・教科やHR活動を通して道徳教育や情報モラル教育の実施
 - ・保護者や地域との連携

（2）いじめの早期発見

- 教職員や保護者でいじめに関する生徒の発するサインの共有化
- 定期的な教育相談（各学期に最低1回）、相談窓口は教育相談係、LHRの時間やプリント配布にて周知を行い地域や保護者からの相談も受け付ける（電話）
- 全ての生徒を対象とした定期的なアンケートの実施（年2回 無記名で行い、いじめの有無の確認）
- いじめに関する情報、配慮を要する生徒の情報などの集約と共有化

(3) いじめに対する措置（組織図）

○いじめの発見・通報からの対応

※発見または通知を受けた職員は生徒指導主事及び管理職に速やかに通報し、学校は下記対応を組織的に行う。

○情報の共有化

○事実関係の調査・確認

○解決に向けた指導及び支援

○関係機関への報告

○継続指導・経過観察

(4) ネット上のいじめへの対応

※ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

ネットいじめは犯罪行為である

○ネットいじめの防止

- ・授業、HR 活動を通した生徒への情報モラル教育の充実
- ・インターネット利用に関する職員研修
- ・フィルタリングや家庭内のルール設定など、保護者への啓発
- ・生徒や保護者を対象とした講演、講話

○ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロールなどによる把握
- ・発覚 → 状況の記録・保存 → 管理者への連絡（削除依頼）→いじめへの対応・県教育委員会・警察への対応（※県教育委員会の目安箱サイト等の活用）

(5) 家庭や地域（出身中学校）との連携

○家庭訪問の推進

○中学校との情報交換

(6) 関係機関との連携（教育委員会・警察・福祉関係・医療機関等）

○連携体制づくり ～ 市青少年連絡協議会や SC・SSW の活用

○緊急時の情報公開の活用

(7) 校内研修の充実

○本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、すべての職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、SC・SSW 等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

○教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうる事に注意します。また、特に体罰や言葉の暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの要因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図ります。

5 いじめの解消の判断

○いじめに関する行為が3ヶ月間止んでいることを、本人や保護者に確認の上判断する。

6 重大事態への対処

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
(自殺企図、精神性疾患発症、重大な身体の障害、高額な金品の略奪等)
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

◎いじめ対策委員会

教育相談委員会に校長、関係教諭等を加え、緊急に設置し、学校としての動きを指示・統括する
事案によっては、「宮崎県いじめ問題対策委員会」に協力を依頼する

- 「校長」→ 「宮崎県教育委員会」→ 宮崎県いじめ問題対策委員会に協力

資料 1

学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	P D C A
	学校行事	生徒が主体となった活動	特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	対面式 遠足 PTA 総会 家庭訪問 面談			学校基本方針の確認と目標の共有		週 1 回、学年会を実施し、学年内のいじめの状況について学年で情報共有 ↓	PTA 総会 (基本方針の説明)	計画・目標作成
5	体育大会 生徒総会	体育大会での絆づくり	<特>いじめ ①「いじめの定義理解」	いじめ防止に関する研修	第 1 回アンケート教育相談	週 1 回いじめ・不登校対策委員会で各学年のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議 ↓		
6		いじめ防止についての取組決定					学校通信でのいじめ防止活動報告	
7	情報モラル講話 クラスマッチ	クラスマッチでの絆づくり	<特>いじめ ②「加害者は周囲からどう見られているか」	人権教育研修		職員会議で全校のいじめの状況について報告し、情報を共有 ↓		職員アンケート
8				アンケートの分析と取組の改善の協議			三者面談での相談	中間評価と取組の改善
9	文化祭	文化祭での絆づくり				※緊急の事案については随時いじめ・不登校対策委員会を開催		
10			<特>いじめ ③「傍観者にならないために 1」		第 2 回アンケート教育相談	※アンケートの分析、取組の改善原案作成		
11								
12					県アンケート			
1		生徒同士の相談活動		アンケートの分析と取組の改善の協議				中間評価と取組の改善
2	いじめ防止講話						学校通信でのいじめ防止活動報告	年間評価
3				今年度の反省と次年度取組事項の協議				次年度計画作成

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント<例>

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談などから、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《教育相談担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、教育相談担当教員、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③-I 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、SC や SSW、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－Ⅱ 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン<例>

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

●登下校時

- ・遅刻・欠席が増える。（3日目までにチェック）
- ・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ・教師と視線を合わせず、うつむいている。挨拶をしなくなる。
- ・一緒に登下校する友人が違ってくる。

●SHR

- ・提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
- ・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

●授業中

- ・保健室、トイレに頻繁に行くようになる。
- ・学習用具の忘れ物が目立つ。
- ・決められた座席と違う場所に座っている。
- ・周囲の生徒が机、椅子を離して座ろうとする。
- ・教科書、ノート等に落書きや汚れがある。
- ・他の生徒から発言を強要されたり突然個人名が出たりする。
- ・グルーピングをする際に、よく取り残される。

●休み時間・昼食・清掃

- ・弁当を一人で食べる事が多い。
- ・一人でいる事が多く、集団での行動を避けるようになる。
- ・遊びと称して、友達とふざけあっている表情がさえない。
- ・清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

●SHR・放課後・部活動

- ・用事が無いのに、教師の近くや職員室の周りにいる。
- ・靴や傘など、持ち物が紛失する。
- ・配布したプリント等が特定の児童生徒に渡らない。
- ・慌てて下校する。またはいつまでも学校に残っている。
- ・一人で準備や後片付けをしている。
- ・部活動を休む事が多くなり、はっきりした理由が無いのに部活動を辞めたいと言い出す。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料4

教室や家庭でのいじめのサイン<例>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- ・ 嫌なあだ名が聞こえる。
- ・ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・ 筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・ 壁等にいたずら、落書きがある。
- ・ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

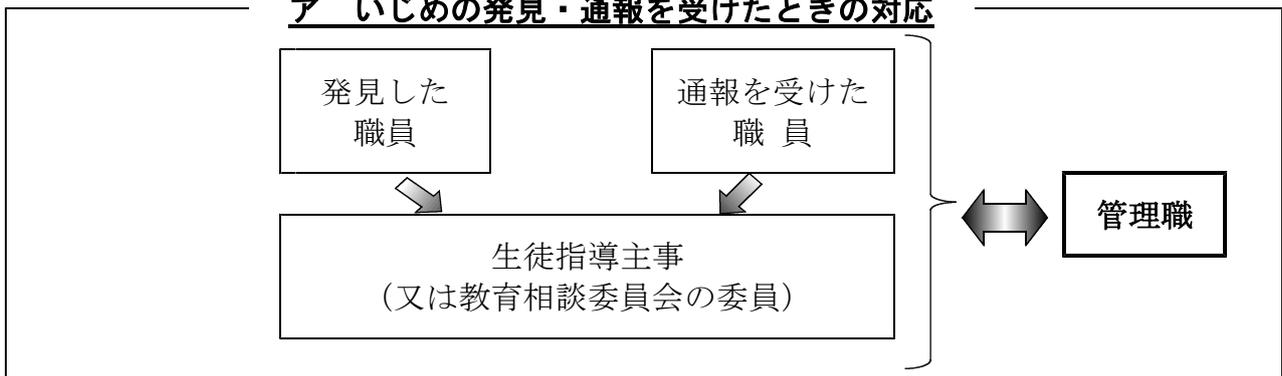
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

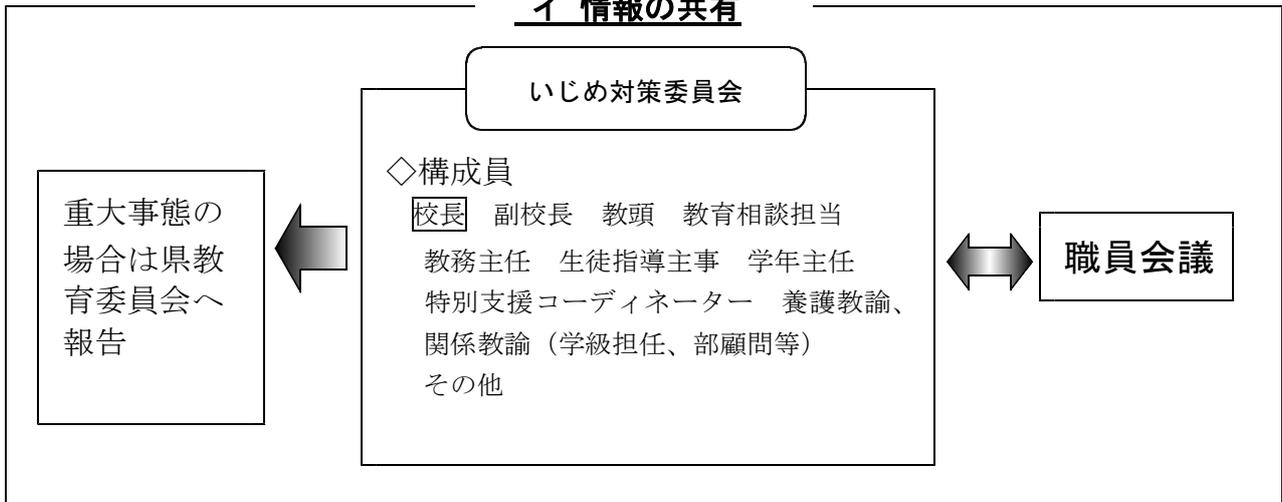
- ・ 学校や友人のことを話さなくなる。
- ・ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・ 不審な電話やメールがある。
- ・ 遊ぶ友達が急に変わる。
- ・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・ 登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・ 食欲不振・不眠を訴える。
- ・ 学習時間が減る。
- ・ 成績が下がる。
- ・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・ 自転車がよくパンクする。
- ・ 家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・ 大きな額の金銭を欲しがる。

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

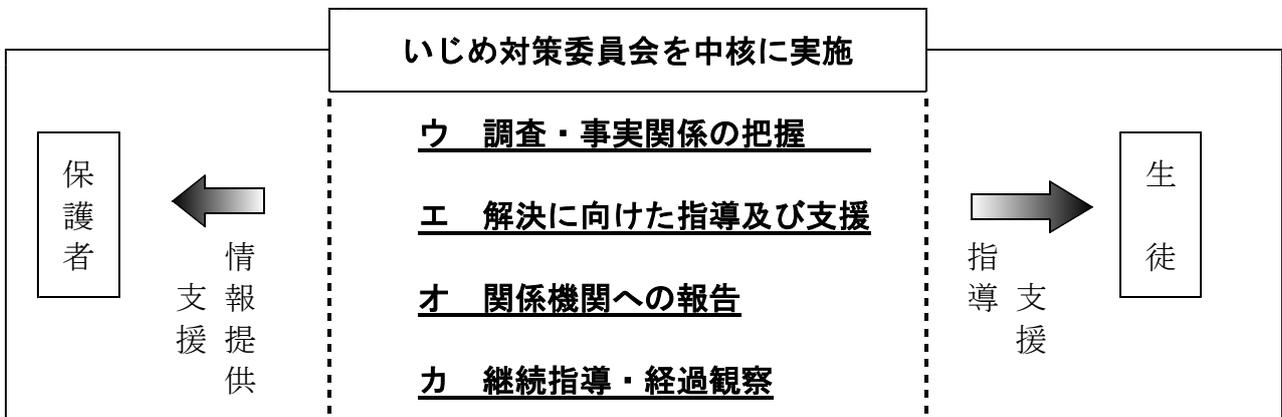
ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



いじめ対策委員会を中核に実施



学

校

